

未来を担う子どもたちの成長を支えるまちづくり

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けて～

(提言)

令和4年8月

筑紫野市社会教育委員の会

目 次

はじめに	1
1 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動とは	
1-1 コミュニティ・スクールとは	2
1-2 地域学校協働活動とは	3
2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の整備状況	
2-1 地域と学校の連携・協働の経緯	4
2-2 導入・整備状況	5
3 筑紫野市の現状と課題	
3-1 子どもにおける現状と課題	5
3-2 学校における現状と課題	7
3-3 地域における現状と課題	8
4 筑紫野市の地域学校協働活動の方向性	9
5 社会教育委員の意見	9
6 提言	11
おわりに	18
資料	19

はじめに

未来を担う今の子どもたちが、大人になって生きる社会はどのような社会になっているのでしょうか。地域の人口の減少（子どもも減少）による地域社会の担い手は不足し、技術革新で未知の時代が到来し、人工知能が半分の職種を担う可能性も考えられます。

人口減少や少子高齢化、グローバル化などの進展に伴い社会環境が大きく変化する中で、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、地域や家庭の教育力の低下、学校が抱える課題の複雑化・困難化など、地域と学校が抱える課題に対して、地域総がかりで対応することが求められています。

社会全体の教育力の向上及び地域の活性化が益々重要視されている現状を鑑み、国は「『地域と学校の連携・協働体制構築事業』の目標に、2022年度までに、全小中学校において、幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた『地域学校協働活動』の推進を図る。その際、『コミュニティ・スクール』との一体的な推進を図る」と述べています。

本市においては、平成29年度から、全小・中学校にコミュニティ・スクールを導入し、令和3年度から学校と地域がお互いにパートナーとして「地域学校協働活動」との一体的な推進を図ることに取り組み始めました。

学校と地域のめざすべき連携・協働の姿を共有化するために、「地域学校協働活動とは何か」「具体的にどんな活動があるのか」「これまでの活動で不十分なのか」など、社会教育委員そのものが、地域学校協働活動の必要性、社会の動き、しくみの概要、用語の理解等を得るための学習会が必要でした。

社会教育委員が学んで感じている「地域学校協働活動の認知度をあげる」「地域住民の当事者意識を育む」「地域学校協働本部を設置する」「地域学校協働推進員を育てる」等の課題については、令和4年度からの推進体制整備の充実、多様な活動内容の充実において解決が図られるものと期待しているところです。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を通して、学校は、「開かれた学校」から地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域と共にある学校」への展開が必要です。地域は、子どもも大人も学び合い共に育つ体制をつくる中で、地域の将来を担う人材を育成、自立した地域社会の基礎の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する必要があります。

最後に、社会教育委員に期待されているもの（役割）は何でしょう。「地域学校協働活動を推進する」ために、現状を知り、問題点を指摘し、改善策を提示しながら、具現化できるように努める、まさに「行動する社会教育委員」の姿ではないでしょうか。

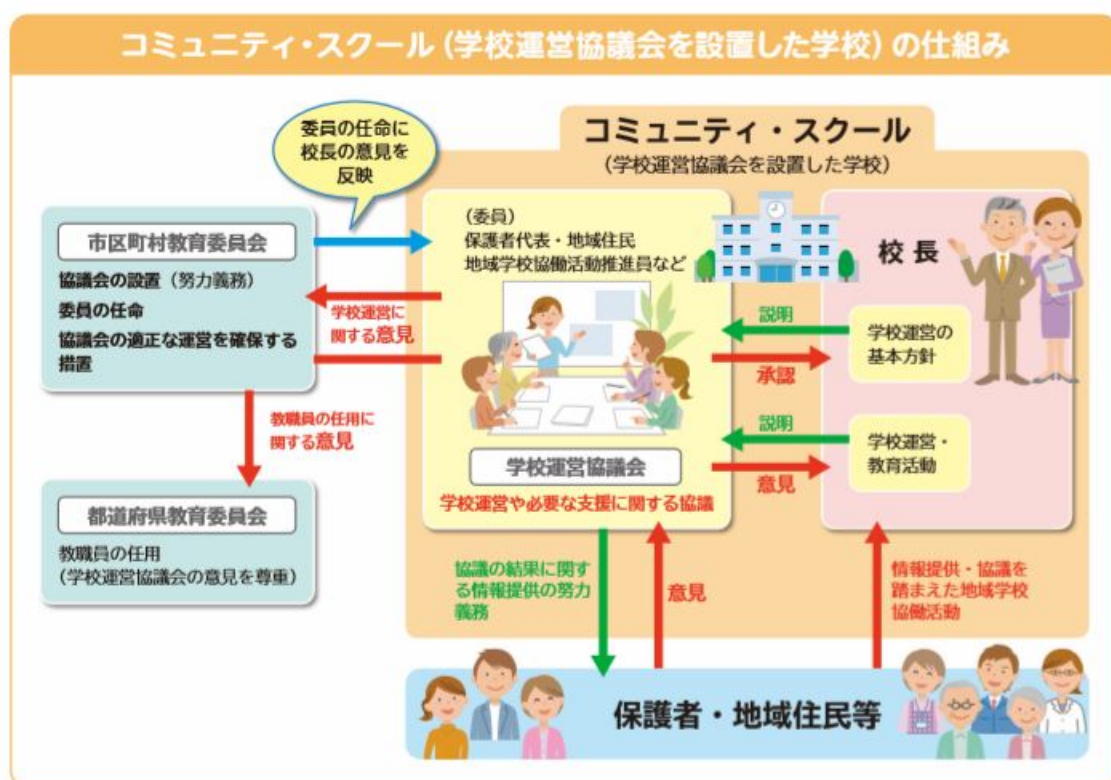
筑紫野市社会教育委員の会
代表 稲住 和夫

1 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動

1-1 コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクールとは学校運営協議会を設置した学校のことです。これまでの学校運営に関しては、あくまでも保護者や地域の方々の意見を聞くことを目的としていました。現在では、学校運営協議会で保護者や地域の方々が学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子どもたちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的としています。

このように、より深い形で学校運営に係ることで、地域と学校双方向の情報共有が容易になり、お互いのニーズやまちづくりへの想いなど様々な意見を学校運営に取り込むことができるようになりました。コミュニティ・スクールを推進することで、子どもの教育環境の充実だけでなく、「地域とともにある学校づくり」の実現や地域活性化、教職員の働き方改革の推進が期待されています。



※図1 出典 | 文部科学省作成 これからの学校と地域

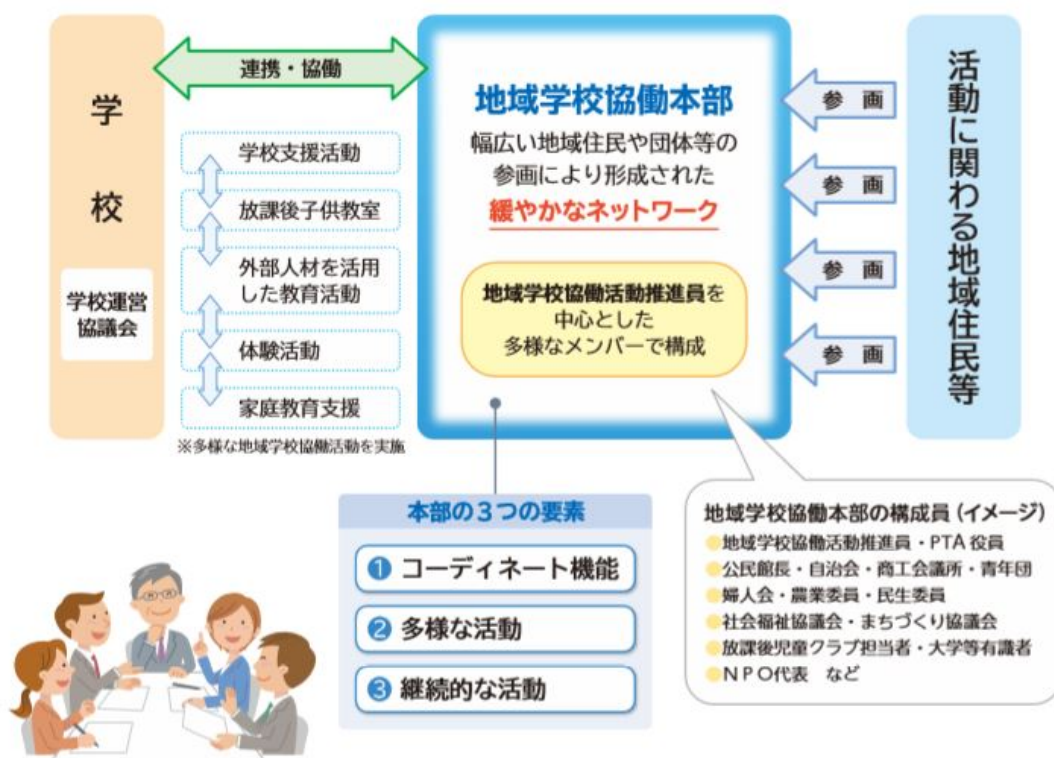
1-2 地域学校協働活動とは

地域学校協働活動とは、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。

次の時代を担う子どもたちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、学校と地域が連携・協働します。また、その活動を支えるための体制を地域学校協働本部として整備することが期待されています。

※地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項により、学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

- ・学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等の学習、その他の活動
- ・ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- ・社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動



※図2 出典 | 文部科学省作成 これからの学校と地域

2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の導入状況

2-1 地域と学校の連携・協働の経緯

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の経緯については以下のとおりです。

○教育改革国民会議（平成12年12月）

新しいタイプの学校「コミュニティ・スクール」の設置の促進を提言

○中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営のあり方について」（平成16年3月）

地域が学校運営に参画する地域運営学校の在り方について、

- ・学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により設置
 - ・保護者等を含めた学校運営の組織（学校運営協議会（コミュニティ・スクール））の設置
-

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成16年6月改正、同年9月施行）

学校運営協議会制度創設 各教育委員会の判断により、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を可能とする

○中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」（平成27年12月）

- ・「地域学校協働活動」を推進することや、「地域学校協働本部」を全国的に整備すること
 - ・全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すこと 等
-

○社会教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年3月改正、同年4月施行）

上記の中教審答申や「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月）を踏まえ、「地域と学校の連携・協働」を全国的に推進するため、

- ・社会教育法に規定する活動であって、地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育てるために行うものを「地域学校協働活動」と定義（社会教育法）
 - ・教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定を整備（社会教育法）
 - ・学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を努力義務化（地教行法）
-

○第三期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）※平成30年度～令和4年度

- ・全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入されることを目指す
 - ・全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す
-

2-2 導入・整備状況

以下の表1のとおり、令和3年5月までのコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況と地域学校協働本部の整備状況について、コミュニティ・スクールを導入している学校数よりも、地域学校協働本部でカバーしている学校数の方が多い状況となっており、その割合は全国平均と福岡県でほぼ同じ状況になっています。しかし、地域学校協働活動推進員やコーディネーター※1の配置については、福岡県は全国平均に比べ、下回っている状況となっています。

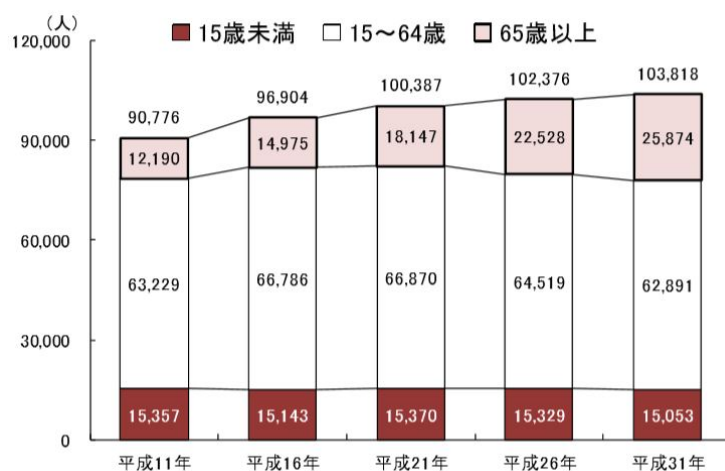
※1 地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う立場の者

表1 導入・整備項目	全 国	福岡県
コミュニティ・スクール	33. 3% (11,856 校)	31. 1% (378 校)
地域学校協働本部	54. 7% (19,471 校)	59. 0% (718 校)
地域学校協働活動推進員 コーディネーター	86. 8% (31,012 人)	73. 4% (636 人)

3 筑紫野市の現状と課題

3-1 子どもにおける現状と課題

令和3年5月現在、筑紫野市内の小学生は6,082人、中学生は3,007人と、やや減少傾向となっています。図3の『第2期子ども・子育て支援計画』によると、子どもの人数はほぼ横ばいに対して、高齢者の人数は大幅に増加しています。また『第六次筑紫野市総合計画』の「今後の年齢階層別人口構成比の推移」においても、将来的に64歳までの人口は減少し、65歳以上の人口が増加する見込みとなっています。

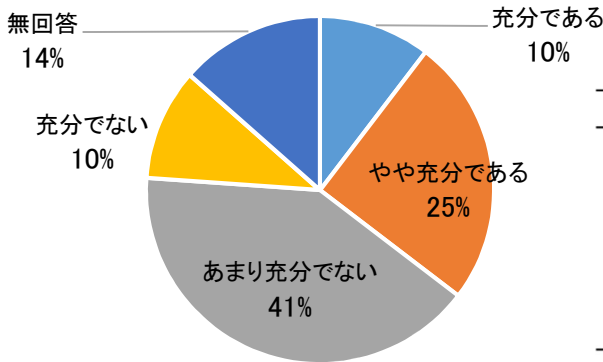


※図3 出典 | 筑紫野市第2期子ども・子育て支援計画

体験活動について『令和3年度まちづくりアンケート調査』によると、図4「(中学生までの子どもをお持ちの保護者の方) あなたは、子どもの家庭や地域での体験活動が充分だと思いますか」では、半数の方が「充分でない」「あまり充分でない」と回答しています。他にも、図5「筑紫野市には、こどもたちが放課後に安全に集えて学んだり、遊んだりする場が十分にあると思いますか」の項目では、半数の方が「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答しています。このようにアンケート調査結果や平成30年度筑紫野市社会教育委員の会の提言書『体験活動のススメ』でも指摘しているように、子どもの心身を鍛える体験活動が市内で不足している状況にあると言えます。

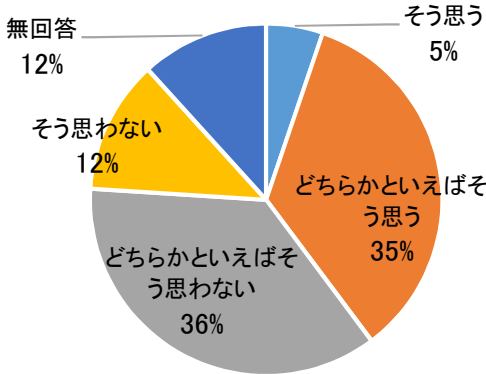
体験活動については、『文部科学白書2016』のとおり、人間関係をうまく作れない、規範意識が欠けている、ささいなことでも感情を抑えられないなど、青少年が抱える様々な課題解決への一つのアプローチとして、また、課題の未然防止のためにも有効とされていることから、今後も体験活動を推進していく必要があると考えられます。

図4 (中学生までの子どもをお持ちの保護者の方)
あなたは、子どもの家庭や地域での体験活動が充分だと思いますか



項目	人数(割合)
回答者数	356人
充分である	37人(10%)
やや充分である	89人(25%)
あまり充分でない	145人(41%)
充分でない	37人(10%)
無回答	48人(14%)

図5(筑紫野市在住の18歳以上の市民)
筑紫野市には、こどもたちが放課後に安全に集えて学んだり、遊んだりする場が十分にあると思いますか。



項目	人数(割合)
回答者数	1,576人
そう思う	82人(5%)
どちらかといえばそう思う	545人(35%)
どちらかといえばそう思わない	571人(36%)
そう思わない	193人(12%)
無回答	185人(12%)

3-2 学校における現状と課題

筑紫野市内には 11 小学校、5 中学校の合計 16 校、市立小中学校があります。また、平成 25 年度からコミュニティ・スクールを導入し、平成 29 年度には市内全校の導入が完了しています。その体制については、学校運営協議会等に直接もしくは間接的に各部会が存在し、その部会によって活動が支えられている状況となっています。

市内の学校等で行われている、地域の方が関わっている子どものための活動を調査した市の『令和 3 年度学校支援活動調査』では、市内の小中学校あわせて 169 件の活動報告がされており、活動を各分類に分けると図 6 や図 7 のような結果になりました。

図 6

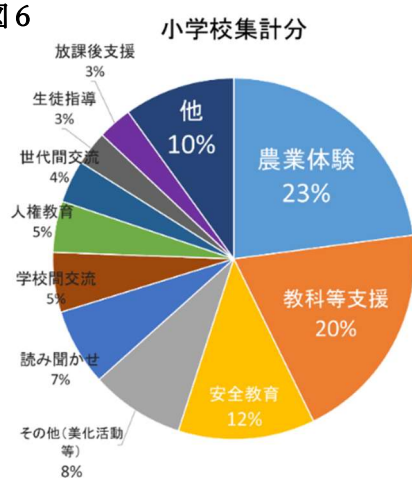
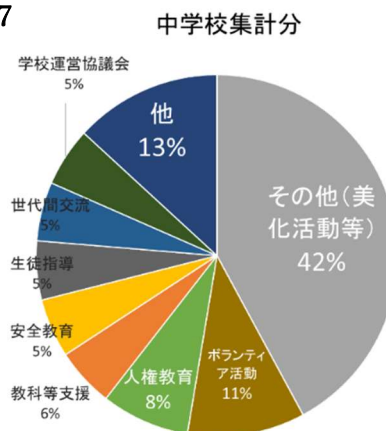


図 7



この調査結果から、小学校と中学校では、別々の分野の活動を行っている状況が見られました。小学校では芋ほりや田植え、昔遊び、警察署による交通安全教室などの活動が多く、中学校では校内清掃やボランティア活動、ネットの適正利用についての学習など、子どもの成長段階に応じた体験活動・学習活動を実施している違いがわかりました。

また、学校によっては、近隣の高校や特別支援学校との交流を積極的に行う学校、地域住民との交流が多い学校、地元企業との連携をしている学校など、地域の特徴を活かした、特色ある活動がされている状況も見られました。

では、こういった活動を市民はどのように感じているか、地域と学校の連携について『令和 3 年度まちづくりアンケート調査』の質問「あなたの地域にある小中学校は、地域と連携した取り組みが進められていると思いますか」では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合が 6 割以上を占めている状況でした。

今後の課題としては、地域と学校の連携について、これまで以上に図っていくとともに、活動内容・方法についても協力・周知を図っていくことで、この割合を高めていくことができると考えられます。

3-3 地域における現状と課題

筑紫野市には平成 26 年までに 7 つのコミュニティ運営協議会ができています。そして、筑紫野市コミュニティパートナーシップ協定に基づき、7 つのコミュニティセンターの一部を事務局として、各協議会が地域自治の実践として日々活動を行っています。

活動内容については『第二次筑紫野市地域コミュニティ基本計画』によるとコミュニティ連絡会を設置し、各コミュニティの状況について情報交換がされており、重点項目・共通課題として「防災」「福祉」「教育」3 分野の事業を優先して取り組むこととしています。

教育については、子どもの体験学習や居場所づくり、コミュニティ・スクールとの連携などによって地域と学校の連携が図られています。また、学校運営協議会の委員構成について、地域の区長や自治会長、コミュニティ運営協議会委員、民生委員・児童委員、PTA 等が参画していることから、学校の中に地域が入り込んでいる状況となっています。

しかし、『令和 3 年度まちづくりアンケート調査』によると図 8 「コミュニティ運営協議会の認知度」については約半数が知らない状況であり、図 9 「地域の団体・コミュニティ等によるまちづくりの推進が来ているか」については 3 割以上の方が来ていないと感じる結果となっています。

地域自治を行う上で、認知度の上昇やまちづくりへの満足度向上を図るためにも、地域学校協働活動を含めた様々な方策が必要になっています。

図8 あなたはコミュニティ運営協議会について、どの程度知っていますか

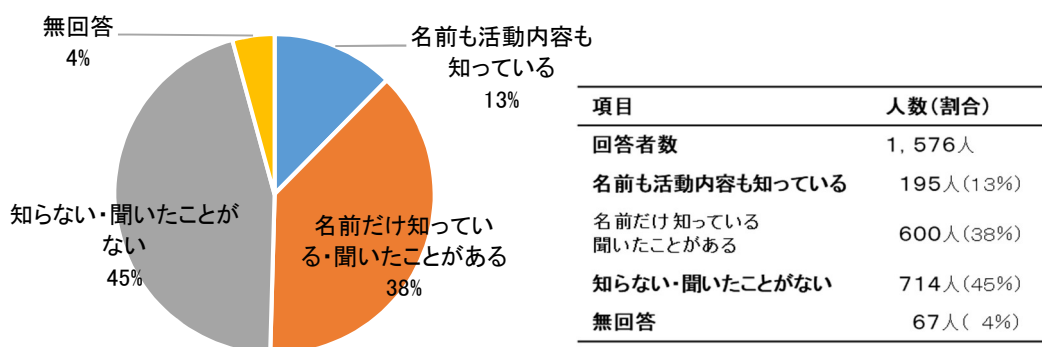
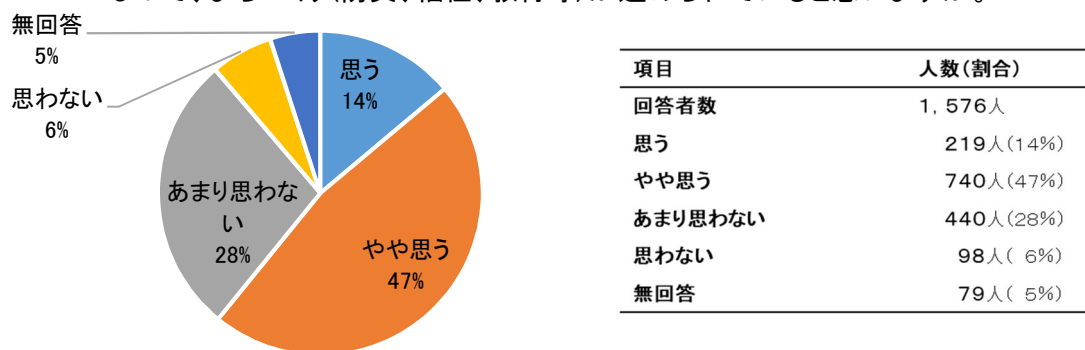


図9 あなたが住む地域では、地域の団体など(コミュニティ、行政区等)によって、まちづくり(防災、福祉、教育等)が進められていると思いますか。



4 筑紫野市の地域学校協働活動の方向性

筑紫野市では令和4年度から子どもたちの学びや成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指すため、地域学校協働本部を整備し、地域学校協働活動の推進が図られています。そのため令和3年度では、市生涯学習課内に地域学校協働本部を整備することや、生涯学習課を本部の事務局とすること、統括コーディネーターを1名配置することなどが検討されました。また、今後は地域コーディネーターの複数配置等も検討されています。

各コーディネーターの役割（統括、地域コーディネーター）

- 地域や学校の実状に応じた地域学校協働活動の企画・立案各学校の事業把握
- 学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整
- 人材育成・発掘（地域ボランティアの募集・確保など）

を行うことで、地域と学校の連携・協働が図られていく見通しです。

地域と学校が、コミュニティ・スクールで目標・課題を共有し、地域学校協働活動の充実・活性化につなげていく必要があります。そのため、各コーディネーターが学校運営協議会と地域学校協働本部に係り、関係各所が連携・協働する仲介役として、情報共有や事業を行っていく必要があります。

5 社会教育委員の意見

これまでの2から4のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に関して、社会教育委員の意見については、以下のとおりとなっています。（一部抜粋）

<地域学校協働活動の在り方と課題>

- ・市内の小学校は授業内の活動が多く、中学校は授業外を含めた、もう一つ上の活動を行っていると思われる。ゲストティーチャーを呼ぶだけでは、支援のみであって、協働にはならない。

また、多くの活動を支える地域コーディネーターも各学校1人以上が必要になると思う。地域コーディネーターの仕事も学校外の活動に絞るなどしていかないと、人手も足りないのではないかな。

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動が一体的推進をするため、一体化などの意味を整理しなければならない。また、一体的推進を図るためにもPDCAのサイクルがないといけない。

- ・学校支援で終わるのではなく、協働活動を通して子ども達の地域貢献力を育むことが、ボランティア精神の醸成につながっていくと思う。そのような意味でも、地域の活性化や課題を解決する能力の向上など、地域学校協働活動はいい実践になると思われる。

＜学校の動きと働き方改革＞

- ・現在の学校では、学習指導要領をもとに、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点で子どもたちの育成・教育が考えられている。
- ・文部科学省の中央教育審議会では、教職員の働き方改革を重視した答申等がされている。そのため、地域学校協働活動等が先生頼りにならないか、これ以上負担にならないか心配している。活動を行うために、まず先生に相談する、というのは「待った」を入れたい。この『令和３年度学校支援活動調査』では、数値は見えるが、先生方の負担になっていないか、ならないかなど、本音の部分が表れていないと思われる。
- ・学校側が地域学校協働活動に参加して、地域の活動にどんどん関わっていくと働き方改革との整合がとれないのではないかな。学校として教員を出さないが、場所を貸すなど国の方針と矛盾しないのでできることがあると思う。それぞれの立場でどこまでのことをするのか、そういった住み分けや整理を行うことが大切になる。

＜アンケートの目的・取り方・活用方法＞

- ・『令和３年度学校支援活動調査』によると学校支援で終わっている活動が多く、地域と学校が協働して、課題を解決するような活動は少ないと思われる。
- ・子どものために学校、家庭、地域を高めていく必要がある。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の両輪、一体化を考えると、活動が地域や学校的一方だけの支援になっていないか、目的に沿った活動になっているか等、調査やアンケートの結果に注意する必要がある。

＜社会教育委員としての関わり方と役割＞

- ・地域学校協働活動は授業外の活動が多くなっており、地域では、社会教育関係団体や個人として授業外に子どもと関わりを持っていることも多い。このような社会教育の活用・連携の面では、コミュニティ・スクールにも様々な課題がある。
- ・社会教育委員として、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について、何をすれば良いのかわからない。個人（地域人）・団体・社会教育委員としてどう関われるか、何ができるのか模索している。

6 提言

テーマ

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けて～

着眼1：「地域学校協働活動」を推進する「よさ」を語る。

➡地域学校協働活動の認知度を上げる。

地域と学校が抱える様々な課題解決に向けて、地域と学校がパートナーとして連携・協働できる活動、すなわち、地域学校協働活動を推進していくことが求められています。しかし、学校、地域においては、用語の認知度も低く、目的性、必要性、しくみ、よさ等が語られることは多くありません。

① 地域学校協働活動は、目的なのか、手段なのか。

地域と学校の協働活動（地域学校協働活動）はそれ自体が「目的」ではなく、協力関係を確立し、それぞれの責務と役割を認識し合い、認め合い、尊重し合い、対等な立場で共に考え、共に協力し、共に行動していくコミュニティの実現を目指すものです。そして、そのようなコミュニティ（CS も地域の中にある学校）を実現するための一つの「方法（手法）」であろうと考えます。

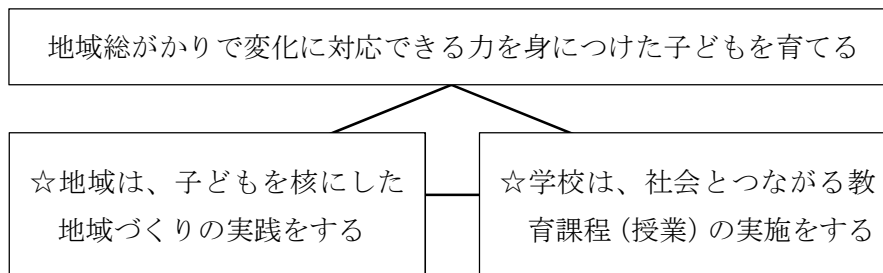
② 地域学校協働活動は、どんな「しくみ」なのか。

地域と学校双方が抱える課題の解決に向けて、地域と学校がパートナーとして組織的・継続的に連携・協働できる「しくみ」といえます。

今までは、地域の団体や個人が、学校づくりを支援してきました。

これからは、地域が一体となり、学校と連携・協働して地域づくりをめざします。めざす子ども像に向けて、地域と学校の役割を示すと下図のようになります。

図10



③ 地域と学校には、どんな「よさ」が考えられるか。

子どもたちは、みんな「よさや可能性」を持っています。しかし、その個性や能力は、未発達で、成長過程における様々な体験・経験によって高まるものと思われます。子どもたちの成長過程において、大人が適切にかかわることで、子どもたちの「よさや可能性」は、いっそう輝きます。

「地域学校協働活動」を通じて子どもたちが地域の大人と関わりを持ち、褒めてもらったり、認めてもらったりすることを通して、地域に住む人々の思いや生き方を知ること、地域への愛着（郷土愛）につながっていくという「よさ」が考えられます。

地域の大人にとっては、子どもと関わり共に学ぶことを通して、多くの元気をもらい、地域に貢献しているといった、やりがいや充実感にもつながるという「よさ」が考えられます。

そのためには、子どもたちの教育に関心を寄せ、地域を挙げて育てていこうという熱意のある地域団体等における多様な人々の協力を期待したいものです。

さらに、知識や経験の豊富な高齢者においては、地域に暮らす子どもを自他の孫として育むことができるようなことも期待されます。

地域力を高め、地域の子どもと大人をつなぐ地域づくりの教育（共育、協育、響育）となるのが、「地域学校協働活動」といえるのではないのでしょうか。

一方、学校は「地域学校協働活動」を推進していくことで、地域の方々からの支援を受けて登下校の安全を守ることができることや学習指導、部活動の充実・改善につながるなどダイナミックな教育活動が展開できるようになります。

このように、地域住民が主体的に地域課題を解決する学習の場、学習成果を地域活動につなげる場となりえる「地域学校協働活動」は、各小・中学校で実施されている様々な教育活動との連携が望まれます。「よさ」を実感し、活動の認知度を上げるためにも、広報や学校だより等で地域にお知らせをすることや、各会議において、地域学校協働活動の説明をすることも重要です。

着眼２：様々な「地域学校協働活動」を見直す。

➡今ある組織を活用して地域学校協働本部を設置する。

地域学校協働活動とは、地域と学校が目標を共有し、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域づくりを進める様々な活動です。

(一般例)	放課後子ども教室・授業支援・安全見守り・・・
(本市)	「ちくしっ子あそび広場」・「ふるさと塾」・・・

現在、各小学校で地域住民が取り組んでいる登下校の見守り、放課後子ども教室、育成会等の活動は、そのまま「地域学校協働活動」につながっていると考えられます。それらの中身は、各学校、地域の特色や違いがあるものです。

画一的な「地域学校協働活動」ではなく、それぞれのあり方を尊重しながら、学校運営協議会と地域学校協働本部が一体的な推進に向けて、つながりを図っていくことが大切であると思います。

社会教育委員の会では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動についての研修会で、歴史（経緯）、目的、概念、必要性などを丁寧に説明していただき、講師の実践例からも多くのことを学びました。

それまでは、「地域学校協働本部」などの名称にこだわっていたのですが、同様な機能を持つ本部（筑紫野中支援本部）があったことや事例からまとめられたら5つの要件（エンジンとタイヤの関係性、子どもの姿の目標の共有化）など、とてもよく分かり納得できるものでした。

そのような観点から、他県の実践例をみると、①学校運営協議会と地域学校協働本部が学校運営協議会の組織の中に組み込まれて活動されている実践、②地域と学校、それぞれに組織があり、地域と学校をつなぐ地域コーディネーターが配置された実践などがあることに気付きます。

① 各学校、小・中校区、地域の特色を活かし地域学校協働本部を設置する。

「地域学校協働本部」とは、幅広い地域住民や団体によりつくられるネットワークです。ネットは「網」のことであり、ワークは「仕事」とか「働き」「活動」のことです。ネットワークとは、「網の目のように相互に連絡、連携しあって活動を進めていくこと」とかその網の目のような「組織」を表すことばと言えます。

今ある組織を活用して、学校と協働活動を行う個人や団体間で、情報共有できる本部を作り、活動が継続し、充実・発展していけるようにします。

これまでの実践からしても、地域学校協働本部が学校運営協議会の組織の中に組み込まれているものが多いと想定できます。いずれにせよ、早急に、学校または地域に本部を置き、(1)『学校と地域のコーディネート機能』(2)『より多くの地域住民等の参画による多様な活動』(3)『継続的で充実・発展的な活動』が望まれます。

② 連携・協働の取り組みの具体化・一体化を目的にアンケートを実施する。

地域学校協働本部を設置するために、学校や地域における子どもたちのために行われている活動状況の調査が行われました。

各学校でこれまで、学校や地域で取り組んできたものを地域学校協働活動の視点で見直し、整理し、学校・地域の自慢や財産としてさらに充実・発展させていくような取り組みは重要であると考えられます。

学校と地域との連携活動の取り組みは、およそ、3つのタイプに分けることができます。

① 学校が中心になり、人、もの、ことを活用している

※狭い意味でのコミュニティ・スクールであり、「学校力」を高めることになっているものです。(例えば、学校表現活動など)

② 地域が中心になり、人、もの、ことを活用している

※地域の行事に学校の力も借りながら「地域力」を高めることになっているものです。(例えば、ステキな夏休み教室など)

③ 学校や地域が協働し、人、もの、ことを活用している

※地域学校協働活動といえるもので、学校、地域のいずれも高まるものになっています。(たとえば、あいさつ運動?)

令和元年度から山口小学校で実施されているモデル事業(ちくしっ子あそび広場)は、③の実践例として考えられるのですが、実践するにあたって大切にしたいことは、「ちくしっ子あそび広場とは何か」(本質)、「ちくしっ子あそび広場はいかにあるべきか」(方法)に向けた「二つの問い」であり、実践の内容や方法を成果や課題と照らし合わせて見つめ直していくといった機会となるアンケートの実施が大切であろうと思います。

①の実践例は、子どもの活動状況調査アンケートから、分野別・依頼先・学年別・月別等が明らかになりました。

地域学校協働活動事業を推進していくための調査目的の一つである「諸条件整備のための課題把握」も明らかにしていく必要があると思われます。

①～③にせよ、各種活動が学校と地域が高まる「地域学校協働活動」にしていくためには地域学校協働本部が必要になります。新しい活動や新しい本部を創るのではなく、今ある組織・活動をベースに、継続して実施していくことができる本部体制が必要になります。

着眼3：一体的推進に向けて、今後、取り組むべきことを具体化する。

継続的で充実・発展的な「地域学校協働活動」の推進に向けて、コミュニティ・スクールと一体的に取り組むことが求められています。

地域学校協働活動の事業活動計画にもあげられているように、学校・地域で行われている子どもの活動状況調査の次にしなければならないことは、地域学校協働本部の設置及びコーディネーターの配置と言えます。

① 学校と地域をつなぐ人材（統括と地域コーディネーター）を配置する。

学校と地域をつなぐ地域コーディネーターとして望まれる人材は、どのような資質が求められるのでしょうか。

- ☆ 学校・地域・保護者から信頼され、子どもの育成に熱意のある人
- ☆ 企画力、調整力に優れ、地域資源（人材など）を詳しく知っている人
- ☆ 地域コーディネーターの確保については、推薦、公募、採用など、いろいろな方法が考えられますが、「地域学校協働活動」の全体像を捉え、活動を推進していく統括コーディネーターも必要であり、その役割は大きいものと思われます。

② 行政は、地域学校協働活動の推進に向けた支援を強化する。

行政は、地域学校協働活動の推進に向けた支援を強化するミッションがあります。地域コーディネーターの発掘、育成、そして何よりもコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進のしくみづくりの構築を期待しています。

地域学校協働活動の推進に関わる３つの課（学校教育課・コミュニティ推進課・生涯学習課）の課題解決に向けた連携・協働の取り組みが鍵を握っているように思われます。

③ 推進するために、学校と地域に必要な情報の共有化を図る。

地域学校協働活動を推進するためには、学校と地域に必要な情報の共有化を図ることが大切です。地域は、学校をサポートするために、学校のきまり（ルール）や行事の内容について、配布物やホームページなどから知ろうとする努力が必要です。

一方、学校も管理職をはじめ、教職員の一人ひとりが、地域活動の大切さを理解・実感し、様々な会議等の場で情報を共有化していくことが両者の良好な関係づくりには欠かせません。

④ 学校は、学校経営要綱に地域と学校の連携・協働の実践を強調する。

地域と学校の連携・協働の取り組みによって、校外活動の引率、登下校の見守り、学習支援などにおいても、学校だけでは十分できなかった教育活動の展開ができています。それによって、地域と共通理解を図る機会も増え、学校の抱える問題も地域の多様な人々の参画により解決が図られることも多いといえるそうです。

校長が示す学校経営要綱には、「社会に開かれた教育課程の創造」や「地域学校協働活動の推進」が掲げられ、ビジョンをしっかりと語り具現化を目指すことにより、地域と学校の連携・協働は一層強められていくものと考えます。

⑤ 地域は、地域の課題解決との関わりで様々な活動を見直し、つながりを図る。

現在、各小学校で地域住民が取り組んでいる登下校の見守り活動があります。学校への支援協力活動は、地域住民の生きがいやフレイル予防、自己実現につながり、子どもたち

と顔見知りになることで地域の他の場でのつながりを持つことができ、地域の安全安心にもつながります。

まさに、いいことづくめですが、見守り活動をされている人の思いや考えもさまざまです。交通ルールを守る、あいさつをきちんとする、異学年の好ましい関係性、正しい言葉づかいなど、気になることも多く、地域でも教育的な関わりがあってもよいのでは、と思えるものです。子ども会、地区会、学校などと話し合う機会を設け、それぞれの在り方を尊重し、緩やかな地域のつながりを図っていく必要性を感じます。

着眼4：社会総がかりで子どもたちの成長を支える体制を構築する。

これからの時代では、学校・家庭・地域、社会総がかりで子どもたちを育む必要があります。

① 地域資源（人材、施設、民間企業等）の把握をする

地域資源の掘り起こし、再認識を行うことです。地域によって民間、他学校、歴史・文化など活かせるポイントを把握し、活動に活かしていくことは、筑紫野市らしい、地域の特性を活かした教育につながるものです。

② 人材の横断的（市役所・教育委員会・学校・コミュニティ運営協議会等）などの情報共有をする

その地域や学校だけで持っている情報を他地域等にも共有することで横串の連携・協働ができるようになります。そのようになるためにも統括・地域コーディネーターの配置とその果たす役割は大きいものと思います。そして、定期的に情報交換をする場の設定（地域学校協働本部の設定）などは欠かせないものとなります。

③ 教育のみならず、防災・福祉等の分野とも連携活動をする

子どもたちの教育に関心を寄せ、地域を挙げて育てていこうという地域学校協働活動は、教育の分野だけに限ったものではないです。

市内の7つのコミュニティの重点目標に違いは多少あれ、『防災・福祉・教育』は、対象が幼児から高齢者まで、すべての住民が、気づき・考え・実施しなければならないテーマです。

例えば「高齢者の見守りについて」考えるのは、高齢者や係わっている人だけの問題ではなく、子どもたちも「高齢者への理解や望ましい行動」について考える教育の場（カリキュラム）が必要になってきます。その学びを通して、子どもたちの見守りも加わり、地域の緩やかな・優しい見守りの充実になってくることでしょう。

教育だけ切り離して考えるのではなく、他の分野と連携することで、よさ・メリットが双方に生まれる例は、沢山あることに気付かされます。

着眼5：社会教育委員がすべきことはどんなことを考え、実践する。

社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育に関する活動を行う者、学識経験者から委嘱されることから、地域学校協働活動を推進するために必要な分野に係るメンバーが集まった組織、社会教育委員の会が構成されているといえます。そこで、社会教育委員の職務である計画立案、意見申し出、調査研究といった職務を地域学校協働活動の推進のためにどう生かせばよいのでしょうか。

社会教育委員には、以下のような①、②、③の役割や期待が考えられます。(他県のハンドブック参照)

① 地域学校協働活動推進員となって実践（地域と学校をつなぐ）する

広い識見とネットワークのもとに、自分自身が地域学校協働活動推進員となり、地域と学校をコーディネートしていくことです。

② 地域学校協働活動の情報を発信し、各地域での理解や体制整備が進むようにする

諸会議や研修会等で、地域学校協働活動のねらいやよさ、しくみ等について積極的に発言し、理解や体制整備が進むように協力していくことです。

③ 地域学校協働活動に対する情報収集し、理解を深める

委員自身が、地域学校協働活動について、理解を深めていくことが必要です。研修会等に積極的に参加し、活動の進め方や先進例について学ぶとともに、各地域の活動の状況に目を向け、常に情報収集に心掛けていくことです。

社会教育委員として、地域学校協働活動を視察・参加し、自身が子どもと関わるのが大切です。また、幅広い視野で地域学校協働活動を知るためにも、自身の地域だけでなく、他地域の活動にも積極的に関わっていくことが重要となります。そして、そこで学んだことを社会教育委員の会等で情報共有し、市全体に学びを広めていくことが委員として出来ることだと考えます。

また、各団体としての立場上でも、団体の会議の場で地域学校協働活動についての学習を行う、話し合っ理解を深める、活動の人員要請等があったときにすぐに動ける体制をつくる、学校や地域への地域学校協働活動の提案を行うなど、できることは多いのではないのでしょうか。

おわりに

国においては、平成２９年に社会教育法が改正され、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、総がかりで教育を実現するため「地域学校協働活動」を法律で位置づけ、地域学校協働活動の推進に向けたガイドラインが策定されました。

一方、「はじめに」でも述べているように、本市においては、平成２９年度から、全小・中学校がコミュニティ・スクールになったばかりです。

コミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会を立ち上げ、「学校・家庭・地域の連携・協働による教育で子どもを育む取り組み」がようやくスタートしたのです。コミュニティ・スクールの基盤形成ができつつも、十分に機能することが今後の課題であると考えられる段階です。その後、「地域学校協働活動」ということばが学校現場にようやく広がりはじめたものの、「地域学校協働活動」の必要性やあるべき姿を考えるなどには至っていないと思われました。

他方、学校教育と社会教育の連携の重要性を実感しながら、「体験活動」の提言をし、実践化を目指していた社会教育委員の会においても、「地域学校協働活動」の研究は進まず、令和３年度から社会教育行政との協働で、学校と地域がお互いにパートナーとして「地域学校協働活動」との一体的な推進を図ることへの取り組みがようやくスタートしました。

地域住民等が、学校と協働して行う活動を「地域学校協働活動」と定義したことから、この活動が社会教育活動に位置づけることが明確にされたにもかかわらず、社会教育委員は、もっと先進的、主体的に研究を深め、社会教育委員としての役割を果たさなければならなかったと反省しています。

「地域学校協働活動」の意味、捉え方には幅があること、具体的な実践例が少なく、比較や拡充がされていないこと、学校への学習支援的な活動はあるが、地域の課題の解決につながる協働活動は見られないことなどが浮き彫りになりました。今後、地域の課題は何か、そのことは学校のカリキュラムに反映され、子どもの学び・成長を通して地域の課題解決につながっているかなど、組織的で、実効性のある具体的実践が求められています。

筑紫野市の「地域学校協働活動」の方向性・具体性は明確になっておらず、課題が山積していますが、「今から、ここから」の気持ちで「やる気・元気」を出し、社会教育委員の動きも止めないようにしていかなければならないと強く感じているところです。さらに、統括コーディネーター、地域コーディネーターが配置され、福岡ブロックの研修会を機に「地域学校協働活動」が充実・活性化されることを大いに期待しています。

筑紫野市社会教育委員の会
副代表 岡部 三代子

・資料

筑紫野市社会教育委員及び筑紫野市生涯学習センター協議会委員

任期 令和3年6月1日～令和5年5月31日

領域	令和3年度 委員氏名	令和4年度 委員氏名	所 属	備考
学 校 教 育 等	山下 敏明	花園 富子	筑紫野市保育所連盟	
	日永田 浩明	税田 雄二	筑紫野市立小・中学校長会	
関 係 機 関 団 体 等	永渕 芳美	龍 葉子	筑紫野市立学校PTA協議会	
	岡部 三代子	岡部 三代子	筑紫野市文化協会	副代表
	吉永 信	吉永 信	筑紫野市体育協会	
	中野 二郎	中野 二郎	筑紫野市自治公民館連絡協議会	
	清原 大輔	清原 大輔	部落解放同盟筑紫地区協議会	
	田中 るみこ	田中 るみこ	筑紫野市身体障害者福祉協会	
識 見 者	稲住 和夫	稲住 和夫	(識見者)	代 表
	富崎 定訓	永渕 芳美	(識見者)	

令和3・4年度社会教育委員の会 会議内容一覧

開催日	内容（地域学校協働活動について抜粋）
令和3年 6月30日（水）	今期のテーマ「地域学校協働活動の推進に向けて」と決定。
8月2日（月）	学習会 「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について」 講 師 筑紫野市教育委員会学校教育課指導主事 濱田 芳宏 氏
10月4日（月）	支援活動状況調査結果（地域と学校の連携・協働活動についての調査）についての議論。
12月6日（月）	支援活動状況調査結果（地域と学校の連携・協働活動についての調査）についての議論。 委員より地域と学校の協働活動についての報告。
12月10日（金）	ちくしっ子あそび広場（山口小学校 放課後子ども教室）視察
令和4年 2月14日（月）	放課後子ども教室について意見交換。 委員より地域と学校の協働活動についての報告。
3月29日（火）	委員より地域と学校の協働活動についての報告。 提言内容についての議論。
6月6日（月）	提言内容についての議論。
8月1日（月）	提言内容についての確認。

活動例の紹介

<活動例① | 山口小ちくしっ子あそび広場>

	
活動時期	年4回程度（令和3年度は年1回）
場 所	山口小学校グラウンド
担い手	山口小保護者
内 容	令和元年度から試行として山口小学校区を指定し、保護者や学校の協力のもと、学校施設（運動場）を利用して、「ちくしっ子あそび広場」を開設。 山口小保護者と市教育委員会が放課後に子どもたちが思いっきりあそべる機会を提供したいという思いではじまった筑紫野市教育委員会協働事業。 学校側 募集チラシの配布、グラウンド使用許可関係、備品等の貸出。 保護者側 企画立案・実施、学校等との調整、チラシの作成等。 ・過去、児童下校時に地域の方に見守りをお願いしていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、保護者のお迎えに変更。 ・過去、自由遊びを実施していたが新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、昔あそびを実施している。（令和3年度はSけん、だるまさんがころんだ、陣取り、新聞紙じゃんけん） ・令和4年度からLINE グループやグーグルフォーム等を活用した登録、募集方法を検討中。
成果・課題	参加児童 53 人（令和3年度） <児童アンケートより> ○いろんな遊びがあつてすごく楽しかったです。 ○もっといろんな遊びを増やしてほしい。 <保護者アンケートより> ○定期的で開催していただきたいと思った。素晴らしい交流の場でした。 ○思いっきり遊べる場所が少なく、家で過ごすことが多くなっているので助かった。

<活動例② | 若葉・中原ふるさと塾>

	
活動時期	小学校開校の毎週金曜日 17 時まで
場 所	若葉・中原公民館
担い手	地域の方（運営委員 5 名、スタッフ 16 名）
内 容	地域における子どもの居場所作りのため、二日市東小学校コミュニティスクール事業として、H28 年より「ふるさと塾」を開塾。 目的 ① 公民館開放に伴い「子どもの居場所づくり」 ② 自分たちの住む地域の伝統と歴史を知りふるさとを知る ○二日市東小学校側の調整内容 募集要項案を公民館側とすり合わせ、ふるさと塾生の募集チラシ配布と受付、月ごとの下校時刻を公民館側へ連絡、開塾式等への無理のない参加・見学など。 ○公民館側の調整内容 学校で内容のすり合わせ、塾生の名簿作成、ふるさと塾の活動の企画立案・実施、学校側との定期的な連絡調整、スタッフによる反省会など。 開催月 6 月～3 月まで二日市東小学校開校日の毎週金曜日 15 時～17 時 （12 月、1 月は 16 時 30 分終了） 実施内容 ●わら縄づくり ●グラウンドゴルフ ●節分の豆まき ●七夕かざり ●工作教室 ●ナイフの使い方 ●卓球 ●こま、皿まわし等昔あそび ●将棋 ●五目並べ ●隠れ家づくり ●宿題 など
成果・課題	回数 15 回延べ 273 名 登録児童 47 名（令和 3 年度） 新型コロナウイルス感染症対策として、地域別・学年別に児童を分けて開催。児童来館時に手指消毒、マスク着用、体温測定、出席簿記載の徹底。 毎回、開催後に反省会を行い、スタッフ間の情報共有等を行っている。

未来を担う子どもたちの成長を支えるまちづくり（提言）
～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けて～
令和４年８月

筑紫野市社会教育委員の会

事務局 筑紫野市教育委員会 教育部生涯学習課

〒818-0057 筑紫野市二日市南１丁目９－３

電話番号 092-918-3535